議　案

宮崎広域都市計画　道路の変更

第1号　3･5･2号　学校通線

■ 都市計画道路について

宮崎市の都市計画道路は、**戦後まもない昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築**され、その後、人口増加や市街地拡大が続く社会を前提とし、長期的に必要とされる人口密度・規模等を考慮した、都市計画道路の追加・変更が行われてきました。

都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、**都市交通における最も基幹的な都市施設**として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

＜主な役割＞

・地域間や主要な拠点間を結ぶ幹線道路としての機能
・主要な交通を円滑に流すための交通処理機能

都市計画道路の種類

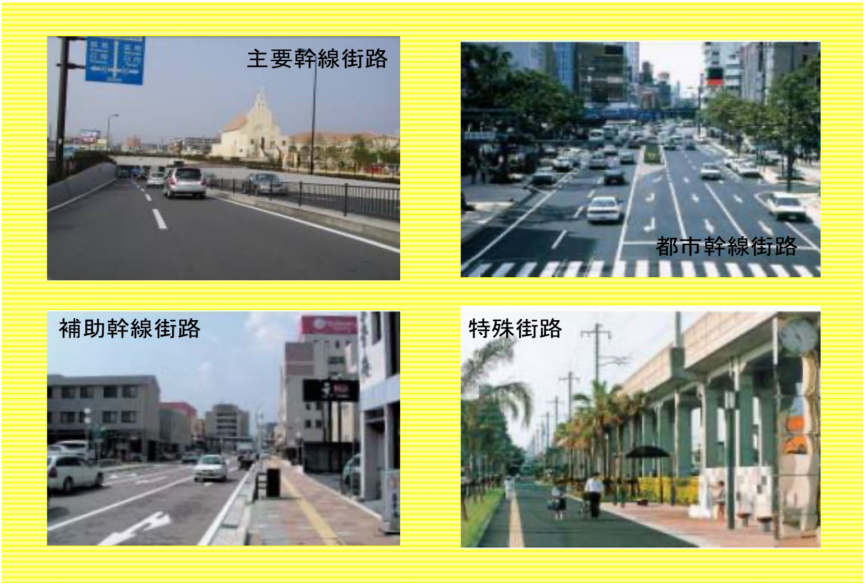

「宮崎県都市計画道路見直しガイドライン」より

■ 道路整備を取り巻く環境の変化

しかし、今後の人口減少・少子高齢化社会の到来や既成市街地の低密度化の進行等の社会情勢の変化により、当初計画決定された時点と比べて都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線も存在しています。

さらに、近年の宮崎市の財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点から、**より一層効率的かつ効果的な事業の推進が求められています**。

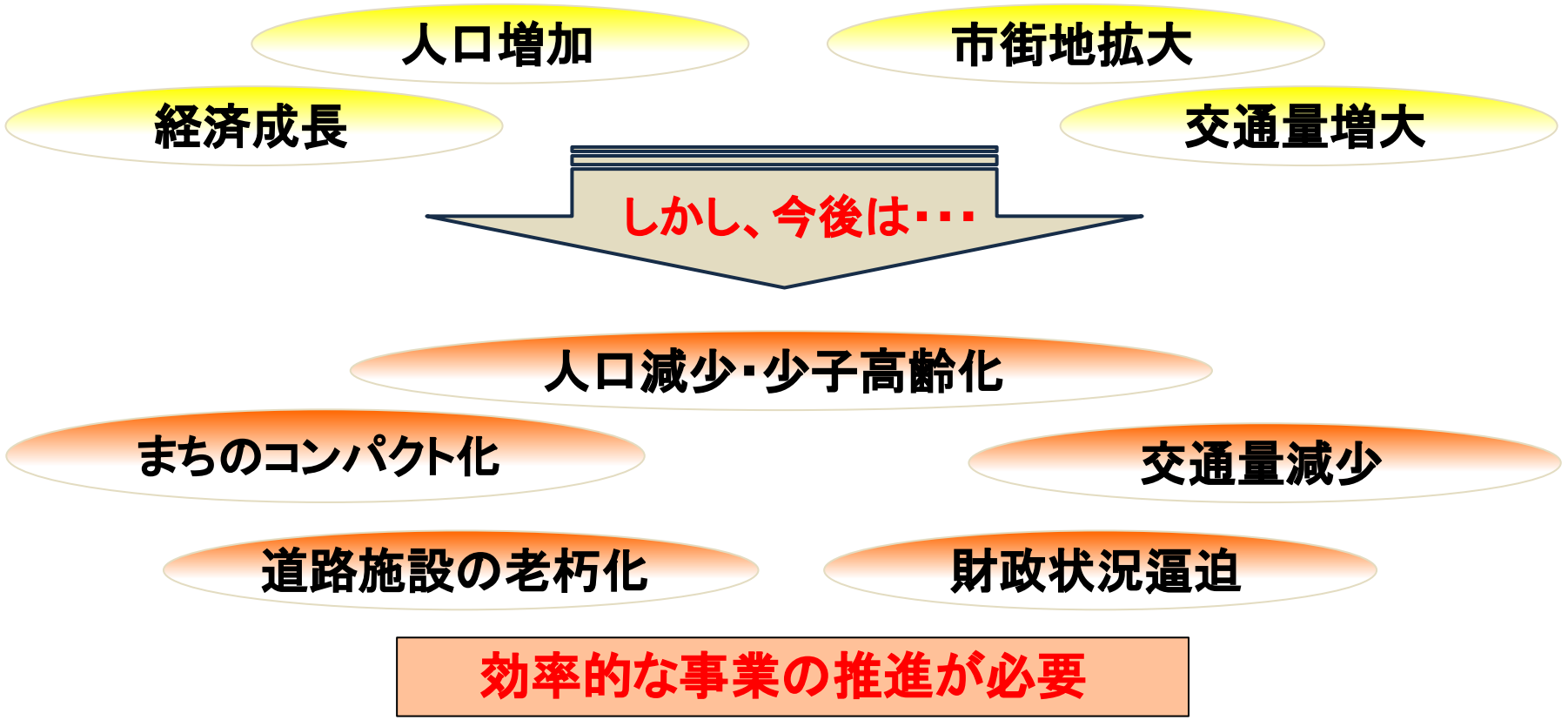

■ 都市計画道路の建築制限

都市計画道路の計画区域内 の地権者においては、一定の建築制限が課せられている ことから、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の整備の必要性や見通しについて、行政の説明責任が求められています。

一定の建築制限とは

都市計画道路の計画区域内に建築物を建築する場合、都市計画法第53条における許可申請が必要であり、許可基準を満たさない建築物の建築は原則不可

＜許可の基準＞

1. 階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
2. 主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他のこれらに類する構造
3. 上記1･2の基準に加え、容易に移転又は除却可能であると認められるもの

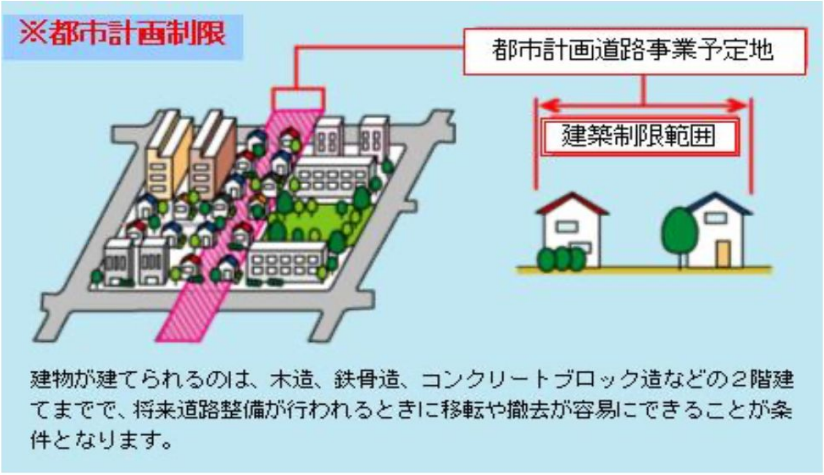

宮崎県ホームページより

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

都市計画決定以降、長期にわたり未着手の路線が存在する中、厳しい財政状況などから、効率的かつ効果的な事業を推進する必要があることから、平成19年3月に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を策定し、その後10年以上が経過し、経済・社会情勢が大きく変化してきたことを受け、**令和元年度に本指針の改訂を実施**しました。

人口減少等、経済・社会情勢が大きく変化

宮崎市のまちづくり方針
「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

まちづくりに対応した効率的な道路ネットワークの構築

令和元年9月に
都市計画道路見直しに関する基本方針を改訂

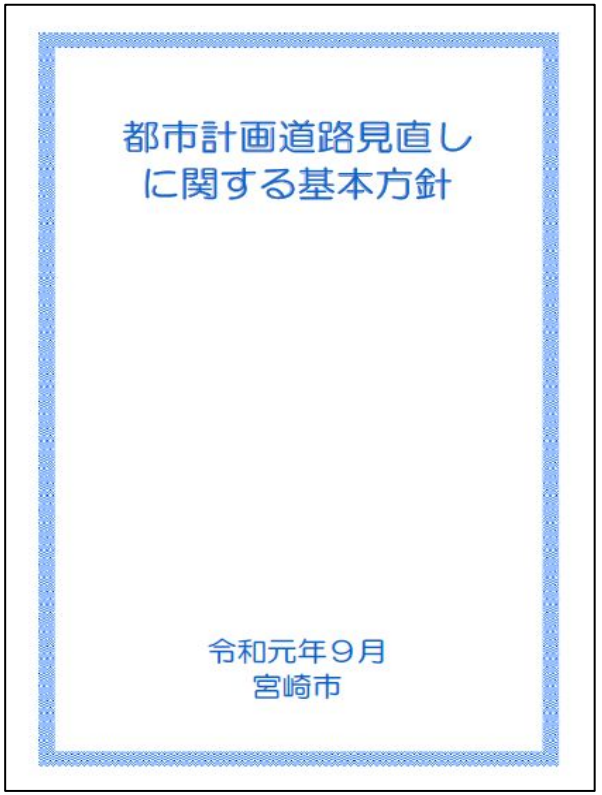

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

基本方針の中で、路線ごとの**「見直しの方向性」**を決定しています。

都市計画道路見直しの方法

存続候補

都市計画道路としての必要性が高い又は代替機能が確保できないなど、計画決定の継続が妥当であると判断される路線。

存続（要検討）

都市計画道路としての必要性は認められるものの、幅員や車線数など、現在の計画内容について見直しの検討が必要であると判断される路線。

廃止（要検討）

都市計画道路としての必要性が低くなっている、又は代替路線がある、あるいは部分的な改良で効果が見込めるなど、計画通りに整備を行わない場合でも地域に与える影響は小さいと考えられ、**計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線**。

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

令和元年９月の改訂以降、「廃止（要検討）」と評価された路線について、順次都市計画変更を進めています。

年度	路線名	見直しの方向性	決定権者	内容
令和2年度	宮崎神宮駅東通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
	牟田通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
令和3年度	神宮東通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
	大塚通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
令和4年度	原東町通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
	佐土原広瀬通線	廃止（要検討）	県決定	一部区間の廃止
令和5年度	東十文字通線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
	正手松之木田線	廃止（要検討）	市決定	全線廃止
令和6年度	明神原通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
	桜町通線	廃止（要検討）	市決定	一部区間の廃止
令和7年度	橘通線	廃止（要検討）	県決定	一部区間の廃止
	学校通線	**廃止（要検討）**	**市決定**	**一部区間の廃止**
令和8年度以降	高岡本町通線	廃止（要検討）	県決定	一部区間の廃止

□ 現基本方針における「廃止（要検討）」路線が概ね廃止され、今後は「存続（要検討）」路線を含めた長期未着手路線の検討及び廃止に向けた見直しを行う必要があります。

■ 「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線は、**順次廃止に向けて取り組みを進めています**。

廃止（要検討） となった路線の内、
今年度は下記の都市計画道路の 一部区間を廃止します。

■ 都市計画道路 3･5･2号 学校通線

■ 都市計画道路 3･5･2号 学校通線の都市計画変更（概要）

路線延長：約1,670m
計画幅員：15m
廃止延長：約370m

○ **都市計画道路としての位置づけは廃止されますが、**
現在の道路機能に変更はありません。

計画断面

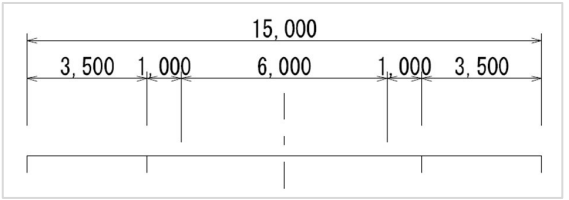

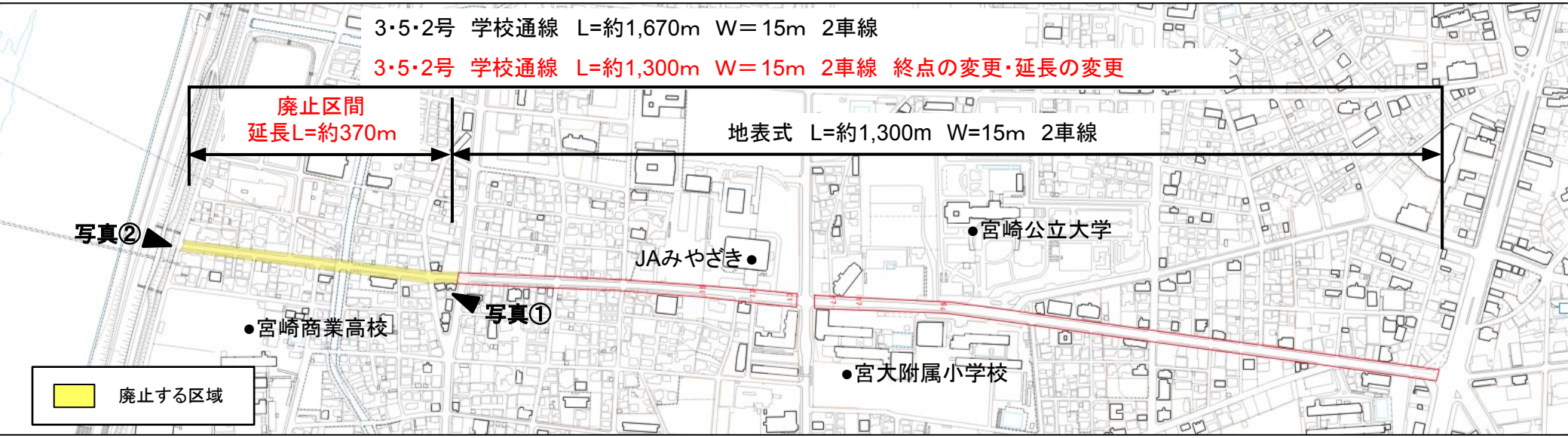

①セブンイレブン付近

②廃止区間道路（現在の終点位置）

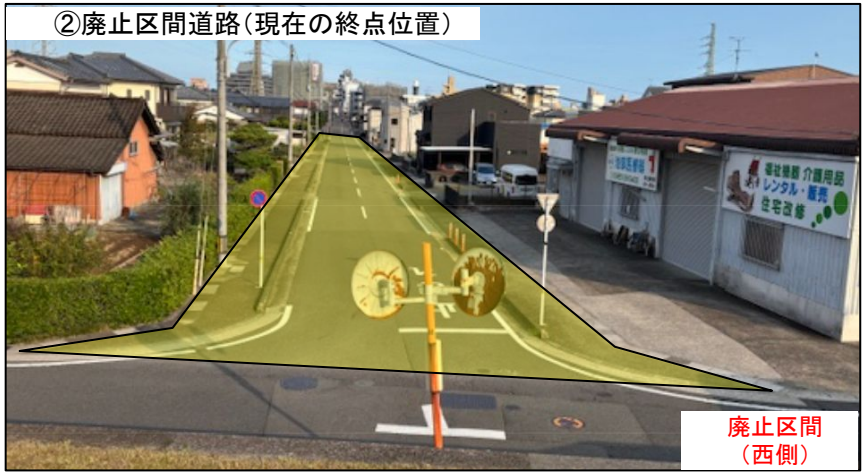

■ 都市計画道路 3･5･2号 学校通線の都市計画変更（概要）

計画変更（廃止）

- 本路線は、昭和21年に都市計画決定され、江平五差路を起点とし、都市計画道路黒迫通線、同和知川原通線、同祇園通線と交差し、大淀川左岸の祇園1丁目を終点とする、都市内幹線道路である

- 未整備区間のうち、3･5･3号祇園通線から終点までの延長L=約370mの区間においては、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなっているほか、路線の配置状況から将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いと予測される

- 以上のことから、**本路線（延長約 1,670m）のうち、未着手区間（延長約 370m）について、都市計画道路を廃止** することとする

■ 今後の手続きについて

都市計画案の作成

↓

住民説明・周知

↓

都市計画案の公告
・縦覧（2週間）

↓

都市計画審議会

↓

県協議

↓

都市計画決定の告示・縦覧

関係地権者・関係自治会への
説明会を開催
○ご意見等なし

令和8年1月5日～1月19日（2週間）
○ご意見等なし

令和8年3月頃
都市計画道路としての廃止が決定（予定）